

長野市福祉有償運送運営協議会 会議録【要約版】

1 開催日時

令和7年1月17日（金） 13時30分～14時30分

2 開催場所

長野市役所第二庁舎 10階 会議室202

3 出席者

（委員）

長野市保健福祉部長		臼井	一
長野運輸支局運輸企画専門官		濱本	菜津実
長野県企画振興部交通政策課	推進員	山岸	達也
長野市身体障害者福祉協会	事務局長	小山	智実
長野市手をつなぐ育成会	会長	丸山	香里
長野県ハンディキャプ連絡会	事務局長	米山	勝成
社会福祉法人長野市社会福祉協議会	事務局長	庭山	透
長野県タクシー協会	常務理事	中牧	俊明
長野県タクシー協会長野支部	支部長	石川	猛
全国自動車交通労働組合長野地方連合会		山田	林治

（事務局）

障害福祉課	課長	高野	晃弘
障害福祉課	課長補佐	齊藤	弘
障害福祉課	課長補佐	前島	佑季子
障害福祉課	係長	瀧澤	卓

（申請者）

非営利活動法人ヒューマンネットながの
理事長 挟間 孝

社会福祉法人	長野市社会福祉協議会
地域福祉課	事務局次長兼地域福祉課長 戸谷 文規
地域福祉課	課長補佐 野口 一輝
地域福祉課	主査 小林 悟

4 会議内容

- 開会

- 会長あいさつ 臼井保健福祉部長

- 協議事項

- (1) 非営利活動法人ヒューマンネットながの 有効期間更新の登録申請

【事務局説明】

- ・令和7年3月31日で自家用有償旅客運送の有効期限が満了することに伴う更新手続き

【質疑】

(中牧委員)

- ・タクシー協会の市内会員事業所様から、一人でタクシーを利用できる方が、福祉有償運送を利用しているとの話がある。旅客の範囲と新たに利用者の追加があると思うが、手続きと実際に運行している従事者に対してどのように徹底しているか現況を確認したい。

(山岸委員)

- ・旅客の範囲を広げる場合は、運営協議会で協議を調えたうえで、事前に長野県に変更申請が必要になる。また、現在の旅客の範囲内で利用者を増やす場合の申請は必要なし。

(濱本委員)

- ・定められている旅客の範囲において、その中でも他人の介助なしで移動することが困難であって、かつ単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者が条件になっており、その判断については、医師やケアマネージャーといった福祉介護の専門職が判断することになっている。指摘の事案については、タクシーを一人で利用できる方は、対象外と思われる。

(小山委員)

- ・添付している任意保険について、賃貸借している車両の保険の補償額が、会社で掛けている保険の補償額より少ないが大丈夫なのか。

(申請者)

- ・賃貸借のセダン型の車両については極力使用しない。任意保険については、ある保険会社の超ビジネス保険に加入し、業務内で起きた事故等について限度額が任意保険と同等な額まで補償できるようにしている。

(米山委員)

- ・自家用有償旅客運送者登録証の運送の区域には、長野市、上田市、東御市と記載され

ているが、次回もこのような標記になるのか。

(山岸委員)

- ・制度上、各市町村の運営協議会において更新手続きの協議を調うこととなっており、上田市、東御市でもそれぞれに協議を調えたうえで県に申請することになり、県は登録証にそれぞれの市町村名を加えた表記になっている。

(申請者)

- ・この事業だけを利用する方に対応できる人員も車両もない。同行支援といった居宅サービスの不随としての運行である。一緒に病院等に行く場合は、タクシー等を利用してスタッフが同乗しているので安いからといって運行していない。

(山岸委員)

- ・県への提出について手続きに1カ月を必要となるため2月中旬までに提出を求める。賃貸借契約書について、日付が古いので最新のものを添付して欲しい。旅客名簿に千曲市や東御市の住所の方が載っているがどのような運送をしているのか。

(申請者)

- ・利用者が長野市に来た時に利用している。

(濱本委員)

- ・期間中の事故の発生はあるのか

(申請者)

- ・ない

(濱本委員)

- ・旅客名簿の様式の条項番号が違っているので確認して欲しい。

(会長)

特定非営利活動法人ヒューマンネットながのの更新登録について諮りたい。それでは本協議会で協議が調ったということでよろしいか。

委員異議なし

(会長)

全会一致で、特定非営利活動法人ヒューマンネットながのの更新登録における協議について協議が調ったと決定する。

(2) 社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

運送の対価として収受する金額の変更について

【事務局説明】

- ・地域たすけあい事業における福祉有償サービスの対価の金額変更
- ・現在600円を令和7年4月1日から800円に変更するもの。
- ・理由は、ガソリン代の高騰における経費の圧迫と運転手の確保、事業の継続
- ・200円の増額分は、協力員の報酬に100円の増額と実施主体の住民自治協議会への手数料分100円の増額
- ・事故報告

【質疑】

(石川委員)

- ・利用にあたって1回又は1時間となっているが1時間を超えるケースはあるのか。

(申請者)

- ・多くはないが超える場合もある。その場合、チケット60分600円を2枚で運用している。昨年度、利用件数が33,632件、時間数が33,786時間と150時間上回る。

(米山委員)

- ・事故について、片方に一時停止線があって片方ない交差点で、相手方が一時停止をせずに交差点に進入したのか。

(事務局)

- ・そのとおり

(山岸委員)

- ・運賃の改定について、この場で協議を調える必要はあるが、県に申請する必要はない。
- ・長野市社協は、多くの利用者を運送しているが、本来の福祉有償運送の対象者であるのかチェックをして欲しい。福祉関係なので直ぐの対応は難しいと思うが最終的な判断は社協になる。バス・タクシーの公共交通機関が大前提としてあるので制度の趣旨等をご理解いただきたい。

(申請者)

- ・県の交通政策課、タクシー協会からの指摘を重く受け止め、毎月実施しているコーディネーターの定例会において、施行規則の解釈を共有している。新たな利用者に対しては、個別訪問し、調査票の記入欄に、単独で公共交通の利用ができない利用を設け施行規則にあった判断を行う。今回指摘のあった利用者については、本人や親族に説明し納得していただいた。今後は、啓発の努力をしながら正しい利用をしていく取り組みを行っていく。

(濱本委員)

- ・ 制度の趣旨から外れることがないこと。全体として同じ評価の基準をして欲しい。

(会長)

長野市社会福祉協議会の運送の対価として収受する金額の変更の内容について諮りたい。
それでは本協議会で協議が調ったということでよろしいか。

委員異議なし

(会長)

全会一致で、社会福祉法人長野市社会福祉協議会の運送の対価として収受する金額の変更について、協議が調ったものと決定する。

○協議会終了